

5類移行後における

新型コロナウイルス感染予防の 取組みについて

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に変更されましたが、感染防止の観点から、引き続き下記内容にて健康診断を実施させていただきます。

受診当日に下記「[受診を見合わせていただく要件](#)」に該当する方は、[受診をお断りさせていただき、受診日時の変更をご案内いたします。その際、受診会場にて体温の実測をさせていただくことがございますので、ご協力をお願い申し上げます。](#)

受診を見合わせていただく要件

- 新型コロナウイルスに感染している方及び新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める感染者の療養期間が終了していない方。
- 受診時に37.5℃以上の発熱、風邪症状(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛)や関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方、及び受診日前の7日間以内にこれらの症状があった方。

健康診断委託医療機関での感染予防への取組み

- **三密(密閉・密集・密接)対策を徹底**
換気、待合座席間隔を空ける、各検査機器の消毒
- **感染リスク低減の取組み**
各学会ガイドラインに沿って健診を実施
- **医療スタッフの健康管理を徹底**
マスク着用の義務化、出勤時の検温、手洗い・手指消毒の徹底

